

指定計画相談支援・指定障害児相談支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉士法第76条及び第77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

9. 利用料金

相談支援利用料	指定計画相談支援（又は障害児相談支援）サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費（又は障害児相談支援給付費）額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。
---------	---

10. 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、下記へのご家族へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

[主治医]

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

[緊急時連絡先]

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

[本事業所が加入する損害賠償保険の内容]

保険会社名	介護労働安定センター
-------	------------

保 険 名	介護事業者賠償責任補償
補 償 の 概 要	対人賠償 1 億円
	対物賠償 1,000 万円

1 1. 苦情を受け付けるための窓口

[本事業所の苦情窓口]

窓口担当者	相談支援専門員 宮城 美香
苦解決責任者	管理者 宮城 美香
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除きます。
受付時間	午前9時から午後6時までとなります。
電話番号	098-989-7345
FAX 番号	098-989-7345
E-mail	genkinotane4@yahoo.co.jp

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

[沖縄市障がい福祉課]

所在地	沖縄市仲宗根町 26 番地の 1 号
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし国民の祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時15分までとなります。
電話番号	098-939-1212 (内線3160) (休日夜間：市役所警備室)
FAX 番号	098-939-7739
E-mail	

[うるま市障がい福祉課]

所在地	うるま市みどり町1丁目1番1号 うるま市役所東棟1階
-----	-------------------------------

受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし国民の祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。
受付時間	午前8時30分から午後5時15分までとなります。
電話番号	098-973-5452
FAX番号	098-973-5103
E-mail	

[沖縄県福祉サービス運営適正化委員会]

所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟4階
受付日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、年末年始は除きます。
受付時間	午前9時から午後5時までとなります。
電話番号	098-882-5704
FAX番号	098-882-5714

12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 [虐待防止責任者] 管理者 宮城 美香
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

※個人情報の取り扱いについて法人概要ページに詳しく掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

※尚、この掲載は実際契約の際に交付している重要事項説明書の全文ではありません。主な重要事項のみの抜粋となっていますこと、お断り申し上げます。